

事業系廃棄物の適正処理の手引き

事業系廃棄物

法人・個人、営利・非営利、量の多少に関わらず、会社、工場、商店、飲食店、農業官公庁、学校、病院、介護施設など、事業活動に伴って生じる廃棄物は、すべて事業系廃棄物となります。



廃棄物の区分

事業系廃棄物は、次のとおり区分され、事業系一般廃棄物は芳賀地区エコステーションに搬入し処理できますが、産業廃棄物は搬入できません。

廃棄物	家庭系	一般廃棄物	芳賀地区エコステーションに搬入し、処理できます。 (芳賀地区内で発生した廃棄物のみ)
	事業系	事業系一般廃棄物	
		産業廃棄物	搬入できません。

排出事業者責任（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条）

◆事業者の責務

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において、適正に処理すること。
- ・事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。

◆事業系一般廃棄物の出し方

事業系一般廃棄物の収集・運搬方法は、次のとおりとなります。

- ①許可業者（一般廃棄物の収集・運搬業務の許可を有するもの）に依頼する方法
- ②自己搬入する方法（事業者が責任をもって搬入する）

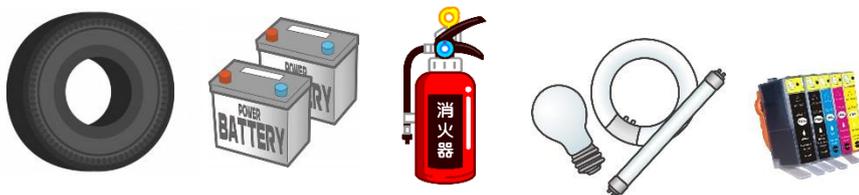
芳賀地区エコステーションは、芳賀地区の1市4町の一般廃棄物処理する施設として設置した施設です。事業系の廃棄物のうち、事業系一般廃棄物（*）でなければ搬入できません。

* 事業系一般廃棄物に関し不明な点は各市町等にお問い合わせください。

搬入できないもの（産業廃棄物に該当するものは、搬入できません。）

◆搬入できないものを例示すると、次のとおり。

- 金属類（金属くず）、ゴム類（ゴムくず）、ガラス類（ガラスくず）
スチールデスクやロッカー、ガスボンベ、消火器、タイヤ、
バッテリー、蛍光灯 など



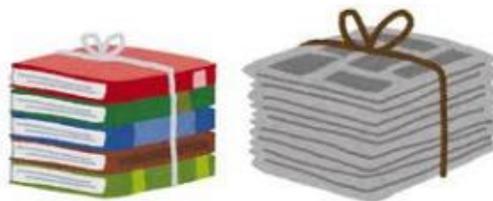
- プラスチック類
結束バンド、プラ容器、ビニール、発泡スチロール など



分別の徹底

事業系一般廃棄物の「もえるごみ」の中に、雑誌、段ボール、雑紙などの紙類、空き缶、ペットボトルなどが混入しています。各事業者（会社、工場、商店、飲食店、官公庁、学校、病院、介護施設など）においても、ごみの分別に取組み、資源化を図りましょう。

分別されていない場合は、持ち帰り、分別してから搬入していただくよう指導しています。



産業廃棄物の種類と具体例

名 称	業種 指定	主 な も の
1 燃え殻	—	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物
2 汚 泥	—	廃水処理や製造工程などから排出された泥状のもの
3 廃 油	—	潤滑油、洗浄用油、絶縁油、溶剤などの不要になったもの
4 廃 酸	—	廃硫酸、廃塩酸など、すべての酸性廃液
5 廃アルカリ	—	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	—	ビニール袋、発泡トレイ、プラ容器、合成樹脂くず 合成ゴムくず、塗料かすなど、すべての合成高分子化合物
7 ゴムくず	—	生ゴム、天然ゴムくず（切断、裁断くず）
8 金属くず	—	鉄鋼、鉄くず、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
9 ガラス・陶器くず	—	ガラス類（板ガラス等）、ガラス繊維、陶磁器くず
10 鋳さい	—	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、製鉄所の炉の残さい
11 がれき類	—	工作物の除去等に伴って発生したコンクリート、レンガ、 かわら等の破片、アスファルト破片
12 ばいじん	—	ばいじん施設の集じんによって集められたもの
13 紙くず	○	紙、板紙くず、工作物の除去等に伴って生じたもの （業種）建設業、パルプ製造業、紙加工品の製造業、 印刷物加工業
14 木くず	○	木材片等、パレット、おがくず、工作物の除去等に伴って生 じたもの （業種）建設業、木材・木製品の製造業
15 繊維くず	○	木綿、麻等の天然繊維くず、工作物の除去等で生じたもの （業種）繊維工業、建設業
16 動植物性残さ	○	原料の醸造かす、発酵かす、魚のあら （業種）食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
17 動物系固形不要物	○	獣畜、食鳥に係る固形状不要物 （業種）と畜場、食鳥処理場
18 動物のふん尿	○	牛、豚、にわとり等動物のふん尿 （業種）畜産農業
19 動物の死体	○	牛、豚、にわとり等動物の死体 （業種）畜産農業
20 産業廃棄物の 処理物	○	上記の産業廃棄物に該当しないもの

ごみ搬入検査の実施

施設へのごみの適正搬入を確保するため、各市町と芳賀地区エコステーションでは、定期的に「ごみの搬入検査」を実施します。収集・運搬事業者の方のご協力をお願いいたします。

◆ごみ搬入検査

①産業廃棄物等の搬入不適物の混入や

他地区のごみの搬入状況

②資源ごみの分別状況

③排出事業者の確認 等



◆実地検査・分別指導

・ごみ搬入検査の結果、不適切なごみの搬入が確認された場合は、収集運搬事業者及び、ごみ搬出事業者に対し、市町の担当課より実地検査、ごみ分別指導等を実施します。

・搬入検査に基づく指導に従わないときや、組合の規定する分別が守られていないときは、エコステーションへの搬入を拒否することができる。

(組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条)

お問い合わせ先			
	市町名	担当課	電話番号
事業系一般廃棄物に関すること	真岡市	環境課	0285-83-8126
	益子町	環境課	0285-72-8101
	茂木町	住民課	0285-63-5628
	市貝町	町民くらし課	0285-68-1114
	芳賀町	環境対策課	028-677-6041
	芳賀郡中部環境衛生事務組合		0285-72-2243
	芳賀地区エコステーション		0285-81-1244
産業廃棄物の処理に関すること	栃木県産業資源循環協会		028-612-8016